



相続のあんなことやこんなこと、お伝えします！！

発行者：あすなろ相続支援センター  
 発行日：令和3年4月30日  
 〒702-8027 岡山市南区芳泉4丁目1-5  
 ☎フリーダイヤル : 0800-200-6200  
 E-mail : info@asunarosouzoku.com  
 URL : http://asunarosouzoku.com

## 「一次相続」と「二次相続」

### 「一次相続」と「二次相続」とは

相続の問題は、多くの方が二度経験します。

一度目は、両親のどちらかが亡くなり、配偶者とその他のもので相続をするとき、二度目は、のこされた両親のうちどちらかが亡くなり、その他の者で相続をするときです。

このうち、最初の相続を「一次相続」、二度目の相続を「二次相続」と呼びます。

初めて経験する「一次相続」を意識しがちですが、実は、「二次相続」の方が税負担が大きくなる場合があります。

一次相続



配偶者 子 子

二次相続



子 子

### 「一次相続」と「二次相続」のちがい

「一次相続」と「二次相続」の大きな違いをまとめてみました。

#### 1. 「配偶者軽減」

配偶者が相続する額が **法定相続分** か **1億6,000万円** までのどちらか多いほうまでなら、相続税はかからない制度です。これは生計を一にしていた配偶者の生活を保護する目的で、あくまで配偶者が亡くなった「一次相続」の際に使える制度であるため、「二次相続」ではつかえません。

#### 2. 「小規模宅地の特例」が使えないことがある

「一次相続」で配偶者が相続するときに「小規模宅地等の特例」が使えたとしても、「二次相続」では、条件が厳しくなるため、特例が使えないことがあります。

被相続人が居住に使っていた宅地等を、配偶者が相続し

た場合は特段の条件はないのですが、その他の親族が相続する場合は、相続人の居住状況や、持ち家の有無などが条件に加わります。

#### 3. 相続人の人数が減るため、

#### 相続税の課税額が増える

「一次相続」は配偶者とその他の相続人ですが、「二次相続」は配偶者が亡くなったことで発生する相続なので、相続人はその他の相続人のみとなり、「一次相続」より相続人が一人減ることになります。基礎控除の額も一人分600万円減少してしまうため、その分相続税が課税される可能性が高くなります。

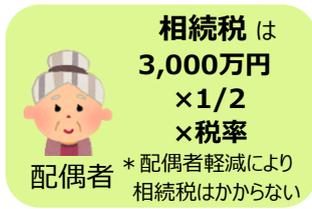
		1 配偶者軽減	2 小規模宅地の特例	3 基礎控除の減少
一次相続	配偶者とその他の相続人	配偶者は法定相続分 又は 1億6千万円まで 相続税はかからない	配偶者は条件なし その他の相続人は条件あり	600万円× 法定相続人の人数
二次相続	その他の相続人	なし	条件あり	法定相続人の人数 (一次相続の人数 - 1人)

一次相続で相続税がかからないから、と配偶者の方に多く財産分与していると二次相続の際に相続税がたくさんかかってしまう、、、という事例もありますので二次相続を見越して、遺産分割をする必要があります。

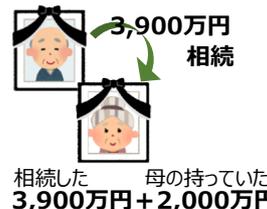


例) 相続人が **配偶者 + 子2人** の場合 ※基礎控除 : 3,000万円 + (600万円×相続人の人数) までは税金がかからない

【一次相続】 相続財産が7,800万円だとすると  
 7,800万円 - (基礎控除4,800万円) = 3,000万円  
 この基礎控除を超えた3,000万円に税金がかかります



【二次相続】 相続財産が5,900万円  
 5,900万円 - (基礎控除4,200万円) = 1,700万円  
 この基礎控除を超えた1,700万円に税金がかかります



## 小規模宅地の特例とは

小規模宅地等の特例とは、小規模な宅地について、一定の要件を満たしたときにその宅地の評価額を最大で80%も減額できる特例で、減額割合が大きいので、それだけに要件は厳しいです。いずれも相続税の申告が必要になります。

### 小規模宅地の特例の種類

- 1) 住んでいた土地 (特定居住用宅地)
  - 2) 事業をしていた土地 (特定事業用宅地)
  - 3) 不動産貸付業につかわれていた土地 (貸付事業用宅地)
- の3種類があります。



#### 1) 住んでいた土地 (特定居住用宅地等) 【330㎡(約99.8坪)まで 80%減額】

亡くなった人、または生計を一にしていた親族が住んでいた宅地を

- ① 配偶者が相続する
- ② 同居の相続人が相続する
- ③ 生計を一にしていた相続人が相続する  
上記の場合、相続する人が申告期限まで所有し  
住み続けることが条件です。
- ④ 別居していた親族が相続する  
④の場合は、亡くなった人に配偶者や同居の親族がお  
らず、別居していた親族が自分や配偶者の持ち家に住  
んでいないことが条件です。

#### 2) 事業をしていた土地 (特定事業用宅地等) 【400㎡(約120坪)まで 80%減額】

亡くなった人が所有していた宅地 (建物あり) で  
事業をしていた宅地を相続する際、

- ① 事業を相続税の申告期限までに引き継いで  
継承していること
- ② 事業を継続した人が相続すること

#### 3) 不動産貸付業に使われていた土地 (貸付事業用宅地等) 【200㎡(約60坪)まで 50%減額】

亡くなった人が所有し貸付していた土地を相続する際、

- ① 事業を相続税の申告期限までに引き継いで  
継承していること
- ② 事業を継続した人が相続すること

2)、3) については  
亡くなった人所有の土地で、生計を一にしていた親族が事  
業をしていた場合も要件を満たせば適用になることがありま  
す。

**Q** 故人が、最期を老人ホームで過ごしていました。  
ホーム入居前に住んでいた家を相続する際、  
小規模宅地の特例は適用されますか？

- A.** 故人が、①要介護認定を受けていた  
②「老人福祉法等に規定する老人ホーム」に入居していた  
③老人ホームに入居後、生計を別にしていた家族が居住  
していない場合、小規模宅地の特例が適用になります。

税理士による無料相談 実施中!!

毎月 第1火曜日 60分 要予約

場所 福田好子税理士事務所

ご予約はお電話で!!

☎ 086-261-2331



女性の専門家による相続手続き支援

## あすなろ相続支援センター

〒702-8026

岡山市南区芳泉4丁目1-5 (福田好子税理士事務所内)

☎ 0800-200-6200

E-mail : info@asunarosouzoku.com

URL : http://asunarosouzoku.com

あすなろ相続

検索